

# 新規就農者育成総合対策



国が資金面の支援を行う「新規就農者育成総合対策」のはなしです。

このリーフレットでは、事業の概論に加え、これまででご質問が多かった点についてご紹介します。

## 1 事業の概略と注意点

この事業は、国（農林水産省）の事業で、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて運用されています。

新規就農者に強く関係するのは、この事業の中の3メニューです。

この事業はかなり頻繁に要件が変わるため、最新情報のチェックをお願いします。なお、インターネット上では、私人が掲載し、情報が更新されていないサイトもありますので、必ず国のホームページをご確認下さい。

## 2 基本の3メニューは？

基本の3メニュー次のとおりです。

事業名	給付対象者	主な内容
就農準備資金	新規就農研修者	農大・認定研修機関で研修を受ける新規就農者に <u>月12.5万円(年150万円)</u> の給付金が出る。
経営開始資金	新規就農者	<u>独立自営就農</u> をはじめて3年以内の新規就農者に最大 <u>月12.5万円(年150万円)</u> の給付金が出る。
雇用就農資金	新規就農研修者の受入者(法人・個人)	農家や農業法人で研修を受けると <u>研修先に年約60万円</u> 給付される。

## 3 基本的な条件は？

各事業の基本条件の概略は次のとおりです。

要件等	就農準備資金	経営開始資金	雇用就農資金
年齢制限	就農時に49歳以下	就農時に49歳以下 ただし、青年等就農計画（申請時に45歳以下）の認定を受けた方	49歳以下
受給期間	最大2年	最大3年	最大4年
前年の収入	生計が一緒の世帯で600万円以下		なし
その他	終了後就農義務あり (返還要件)	返還要件（離農等）あり 指導・採点あり（場合により返還）	継続再雇用不可

詳しい事業内容は必ず窓口等で確認してください。

なお各事業とも予算の枠があり、前年度の7月から次年度分の予算編成が始まります。その時までには大まかな就農計画が必要となりますので、お早目のご相談をお願いします。

#### 4 北九州市での実績は？

北九州市では、平成24年度からの合計で16名の方が同様の国の資金サポートを受けました。

独立自営就農を継続し、中には農業所得が400万円近くの方もおられます。しかし、ほとんどの方は農業所得だけでは生活出来ない（所得はマイナス、親と同居等で生活）状況で、離農すると資金（給付金）を返還しなければならない部分と、夢を叶えたい希望の両方があり、細々と独立自営農家を続けていらっしゃるのが現状です。

この事業は受給要件等がとても複雑で、資金の返還という事例も実際に起こっています。就農計画は、1～2年くらいかけた入念な準備を強くお勧めします。



新規就農の相談は  
こちらにどうぞ



#### 北九州市内のご相談は

門司区・小倉北区・小倉南区で就農をご希望の方は

#### 北九州市 東部農政事務所

北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所 4階

☎ (093) 951-1020 FAX (093) 922-6403

若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区で就農をご希望の方は

#### 北九州市 西部農政事務所

北九州市八幡西区光明1-9-22 折尾出張所 2階

☎ (093) 693-9912 FAX (093) 693-0675

#### 中間市・遠賀郡でのご相談は

#### 福岡県 八幡農林事務所 北九州普及指導センター

北九州市八幡西区則松3-7-1 福岡県八幡総合庁舎 2F

☎ (093) 601-8855 FAX (093) 601-8869

#### 福岡県域でのご相談は

#### 福岡県農業会議

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 711-5070

#### (公財)福岡県農業振興推進機構

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 716-8355